第５８０回　兵庫県開発審査会
（法定事項審議）議事結果

１　日　　時　　令和８年 10 月 15 日（木）　午後２時 30 分から午後３時 30 分まで

２　場　　所　　県庁１号館 11 階 1124 号室（オンライン会議）

３　出席委員　　会　長　曽　和　俊　文
委　員　関　口　幸　明
委　員　澁　谷　　啓
委　員　松　本　裕　一

４　議事結果

(1)本審議

議　　案	結　果
三田市における複合施設の一部の用途の変更（障害児通所支援事業施設）の許可について	同　意
神崎郡福崎町における複合施設の一部の用途の変更（簡易宿所ほか）の許可について	同　意

(2) 事前協議

議　　案	結　果
赤穂市における運送業用の車庫、事務所兼休憩所への用途の変更計画について	了　承

(3) 特例措置基準の許可に関する報告（２件）

第580回兵庫県開発審査会　議事録

１　日　　時　　令和８年10月15日（木）
午後２時30分から午後３時30分まで

２　場　　所　　兵庫県庁１号館11階会議室（オンライン開催）

３　出 席 者　　会　　長　　曽和　　俊文
委　　員　　関口　　幸明
委　　員　　澁谷　　啓
委　　員　　松本　　裕一

４　審議案件（議題）

〔法定事項審議〕法第34条第14号、令第36条第1項第３号ホ

(1) 本審議

第2506号　三田市における複合施設の一部の用途の変更（障害児通所支援事業施設）の許可について

第2507号　神崎郡福崎町における複合施設の一部の用途の変更（簡易宿所ほか）の許可について

(2) 事前協議

第2508号　赤穂市における運送業用の車庫、事務所兼休憩所への用途の変更計画について

〔特例措置基準の許可に関する報告〕

三田市　　（特例措置基準14）
たつの市　（特例措置基準14）

５　審議概要（議事要旨等）

別紙のとおり

法定事項審議：三田市における複合施設の一部の用途の変更（障害児通所支援事業施設）の許可について

審　議　の　概　要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

会　　長：　従前用途から一部分のみの用途の変更を行うものであり問題ないと考える。

会　　長：　当審査会として同意することとする。

【審議結果】

同　意

法定事項審議：神崎郡福崎町における複合施設の一部の用途の変更（簡易宿所ほか）の許可について

審　議　の　概　要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

会　　長：　令和５年の用途変更以降、人の出入りの増加による周辺の交通状況への影響はあったか。

事 務 局：　申請者からは、用途変更後に騒音や交通に関する苦情等はないとの回答を得ている。

会　　長：　当審査会として同意することとする。

【審議結果】

同　意

法定事項審議：赤穂市における運送業用の車庫、事務所兼休憩所への用途の変更計画について

審　議　の　概　要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

会　　長：　事前協議の場合、本審を含めて２回審査を行うこととなるが、本案件は使用者の変更のみの内容である。どのような理由から２回審査が必要な案件となったのか。

事 務 局：　本案件は提案基準 27 の要件の一部に適合しない、くずれ案件となるため、事前審と本審の２回審議を行う必要がある。

ただ、令和６年に設けられた個別特例承認の適用をお願いしたいと考えている。

会　　長：　個別特例承認とすることについて審議したいが、事務局から追加で説明はあるか。

事 務 局：　本案件は、提案基準 27 の要件に適合していない箇所が、市の土地利用計画に整合していないことであるため、本来であれば基準くずれでない個別案件として審議を行う必要がある。

しかしながら、計画地については土地利用計画が策定される以前から現在の土地利用がなされていること、また、今回の変更は使用者の変更のみであり、周辺環境への影響は軽微であることから、この際、個別特例承認の適用をお願いしたいと考える。

会　　長：　当審査会として了承することとする。

【審議結果】

了　承（個別特例承認）

特例措置基準の許可に関する報告

事務局から説明を行い、了承を得た。